

第5章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果

5.1 地盤

5.1.1 現況調査

(1) 調査項目

地盤の安定性への影響を予測・評価する際に必要な情報として、急傾斜地、地すべり地形などの土砂災害防止の観点から留意すべき地域の分布情報、法令等による規制の状況、傾斜度、起伏量等の地形条件について調査しました。

(2) 調査手法

国または関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法によりました。

(3) 調査結果

事業実施想定区域は、概して平坦地または起伏のなだらかな土地が大部分を占めています(前掲図 3.2-13 (P.3-35)) が、事業実施想定区域の北東部分の五貫目第 33 号線斜面(旭区上川井町)の一部において、土砂災害警戒区域に指定されている箇所があります(前掲図 3.2-17 (P.3-41))。なお、事業実施想定区域においては、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林の指定はありません。

5.1.2 予測

(1) 予測事項

地盤の安定性について、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できているかどうかを予測します。

(2) 予測対象地域

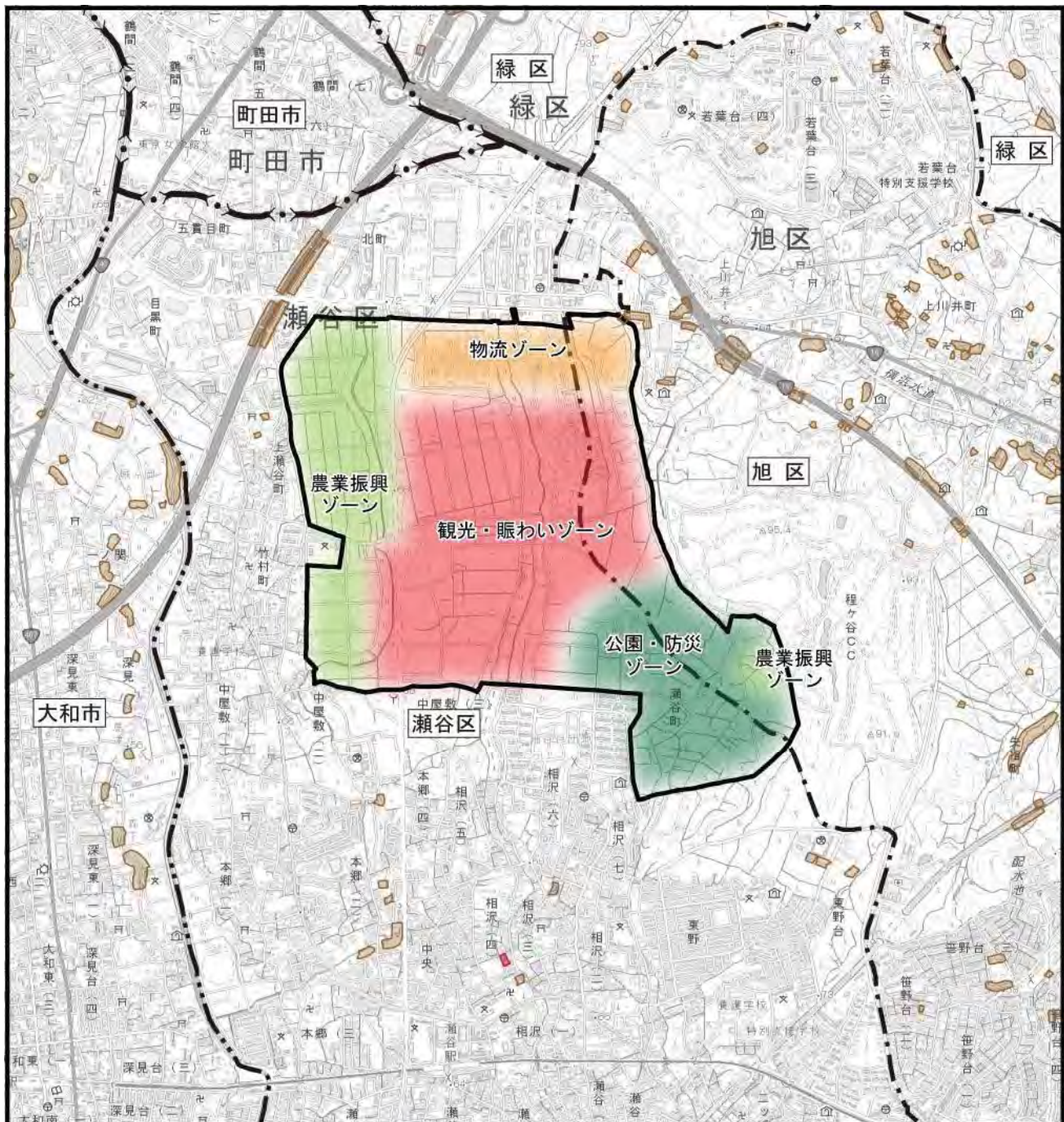
前掲図 3.2-17 (P.3-41) に示した地域(調査区域)とします。

(3) 予測手法

土砂災害防止の観点から留意すべき地域の分布図と、事業実施想定区域とを重ね合わせることにより、立地を回避できているかどうかを定性的に把握します。

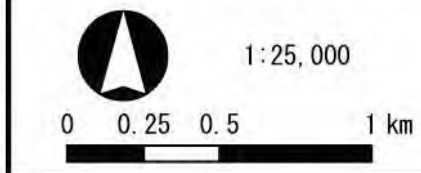
(4) 予測結果

前掲図 3.2-17 (P.3-41) によれば、事業実施想定区域の北東部分に土砂災害警戒区域があり、また、図 5.1-1 によれば、当該箇所は物流ゾーンに接する地域に該当します。したがって、土砂災害警戒区域が事業実施想定区域と重複しているため、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地が回避できていません。



凡例

- | | |
|--|---|
|  事業実施想定区域 |  農業振興ゾーン |
|  都県界 |  公園・防災ゾーン |
|  市界 |  観光・賑わいゾーン |
|  区界 |  物流ゾーン |
|  急傾斜地崩壊危険区域 | |
|  土砂災害警戒区域 | |



資料：「瀬谷区・旭区・緑区土砂災害ハザードマップ（平成26年12月）」（横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧）
 「大和市防災マップ（2019年2月発行）」（大和市ホームページ 令和元年9月閲覧）
 「東京都土砂災害警戒区域等マップ」（東京都建設局ホームページ 令和元年9月閲覧）

図 5.1-1 事業計画及び土砂災害警戒区域の配置図

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

5.1.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、事業実施想定区域に土砂災害警戒区域があるため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・土砂災害警戒区域及びその周辺における土地利用の制限または地盤の安定性に配慮した適切な造成計画立案

(3) 評価結果

土砂災害警戒区域に指定されている箇所及びその周辺において造成等を行う場合にあっては、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できませんが、その改変範囲はわずかであるため、地盤の安定性への影響は軽微だと想定されます。また、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、地盤の安定性に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。

5.2 土壌

5.2.1 現況調査

(1) 調査項目

土壌汚染に係る自然的要因として、重金属等の鉱物に関する鉱区の設定状況を調査するとともに、人工的要因として、過去の土地利用の状況及び汚染の有無を調査しました。

(2) 調査手法

国または関係する地方公共団体が有する文献その他の資料(戦時中・戦後の空中写真を含む。)の収集・整理及び関係機関へのヒアリングを行う手法によりました。

(3) 調査結果

調査区域においては、特に自然由来の土壌汚染に関する情報はなく、重金属等の鉱物に関する鉱業権の設定もありません。^{*1)}

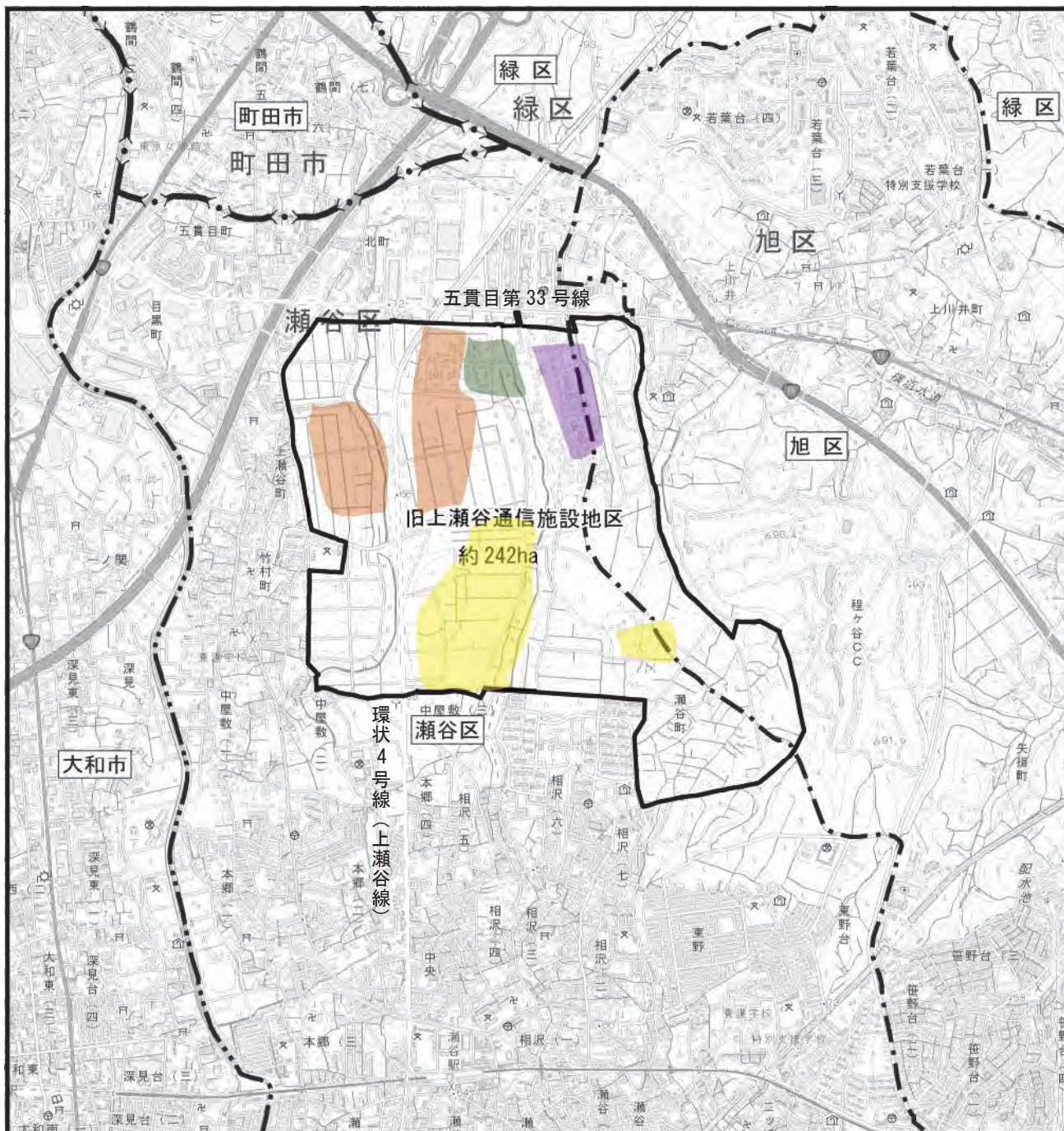
一方、第二次世界大戦戦時中及びそれ以前においては、旧日本海軍の資材集結所等の施設として利用されていた時期があり、戦後米軍に接收された後には通信施設として利用されていた土地利用履歴があります。したがって、当時特定有害物質が扱われていた可能性は否定できないため、過去の土地利用の状況を調査しました。

事業実施想定区域内において戦時中及び戦後において建造物が配置されていた箇所について、過去の空中写真により調査した結果を図 5.2-1 に示します。これによると、旧日本海軍の建造物があった場所(図中の黄色と橙色の部分)は環状4号線(上瀬谷線)沿道付近にあり、米軍通信施設関連の建造物があった場所(図中の紫色と緑色の部分)は五貫目第33号線沿道付近にあります。

なお、「都市計画マスタープラン・瀬谷区プラン」(横浜市瀬谷区・横浜市都市整備局 平成29年3月改訂版)によれば、事業実施想定区域の土地利用について、以下のように記述されています。

区の北部に位置する旧上瀬谷通信施設については、もとは農地や山林でしたが、戦前に旧日本海軍が買収し、資材集結所等に使用していました。戦後は、進駐軍に接收され、1947(昭和22)年に一度は接收解除されましたが、1951(昭和26)年に再び接收され通信施設として利用されてきました。

*1) 鉱業権の設定有無については、経済産業省関東経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課への聞き取りにより確認しました。



凡例

事業実施想定区域

都県界 市界 区界



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

- 1941年7月24日時点で建造物があった範囲（旧日本海軍関係施設）
- 1941年7月24日～1946年2月15日の間に新たに建造物が建設された範囲（旧日本海軍関係施設）
- 1949年2月21日～1956年3月10日の間に新たに建造物が建設された範囲（米軍関係施設）
- 1956年3月10日～1961年10月17日の間に新たに建造物が建設された範囲（米軍関係施設）

資料：「地図・空中写真閲覧サービス」（国土地理院ホームページ 令和元年9月閲覧）より事業実施想定区域に係る空中写真（撮影年月日 1941年7月24日、1946年2月15日、1949年2月21日、1956年3月10日、1961年10月17日）を閲覧し作成

図 5. 2-1 旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていたおおむねの範囲

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

5.2.2 予測

(1) 予測事項

土壤汚染の可能性がある土地利用履歴があることから、土地の改変により汚染された土壤の拡散が懸念される地域への立地を回避できるかについて予測します。

(2) 予測対象地域

図 5.2-1 に示した事業実施想定区域（調査区域）とします。

(3) 予測手法

土壤汚染の可能性がある土地利用履歴を有する地域の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせる等により、土壤汚染の拡散が懸念される地域への立地を回避できているかどうかを把握します。

(4) 予測結果

「土壤汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）に基づく形質変更時要届出区域は事業実施想定区域にはありません。^{*1)}（前掲図 3.2-8（P.3-28））

一方、旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲は、図 5.2-1 に示すとおりです。

したがって、旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲が事業実施想定区域と重複しているため、土壤汚染の拡散が懸念される地域への立地を回避できない可能性があります。

*1) このページに記載した内容は、令和 2 年 1 月に公告した計画段階環境配慮書のもので、現時点では、令和 3 年 9 月に対象事業実施区域の北西側に、形質変更時要届出区域が指定されています。

5.2.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、土壌汚染の拡散が懸念される地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、事業実施想定区域に旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲があるため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・土地の造成等により形質変更を行う範囲における、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく適切な対応（土壌汚染状況の把握を含みます。）

(3) 評価結果

旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲を改変する場合にあっては、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地が回避できない可能性があり、一定の影響が想定されます。

これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価並びに「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく手続において、前述の環境保全措置を具体化することで、土壌汚染に係る影響を実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。

5.3 動物

5.3.1 現況調査

(1) 調査項目

動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響を予測・評価する際に必要な情報として、事業実施想定区域及びその周辺において確認された動物の重要な種及び注目すべき生息地について調査しました。

(2) 調査手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法によりました。

(3) 調査結果

① 動物の重要な種

動物の重要な種は、文献その他の資料により確認された種について、前掲表 3.2-18 (P. 3-59、60) の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、重要な種は、前掲表 3.2-19 (P. 3-61～66) のとおり、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、爬虫類 5 種、両生類 8 種、昆虫類等 55 種、魚類 18 種、陸産貝類 5 種及び底生動物 7 種が確認されています。

② 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地については、前掲表 3.2-20 (P. 3-72～74) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、前掲表 3.2-21 (P. 3-74) 及び前掲図 3.2-29 (P. 3-75) に示すとおり、調査区域には、「ホタル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)」が存在しており、事業実施想定区域には「ホタル生息確認地域」が含まれています。

なお、調査区域には、環境省により「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている地域が存在しており、事業実施想定区域全域が含まれていますが、これについては、「5.5 生態系」(P. 5-18～21) にて記述します。

5.3.2 予測

(1) 予測事項

動物の重要な種が確認されていることから、動物の重要な種の生息環境や注目すべき生息地の直接的改変の有無・程度を把握し、動物の重要な種の生息環境への影響を予測します。

(2) 予測対象地域

土地の改変による影響が生じる範囲として、事業実施想定区域及びその周辺とします。

(3) 予測手法

事業実施想定区域と動物の重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の重ね合わせにより、直接的改変の有無による生息環境への影響を把握します。具体的には、動物の重要な種の生息環境を大まかな植生区分に整理して、どの程度当該生息環境が改変されるかを把握し、改変により動物の重要な種がどのような反応をするかを考察しました。

(4) 予測結果

重要な種の主な生息環境と関係の深い現存植生図と事業実施想定区域の重ね合わせを行った結果は、前掲図 3.2-30 (P.3-78) のとおりです。主な植生は畑雑草群落や市街地であり、一部はスギ・ヒノキ・サワラ植林、ゴルフ場・芝地が広がっています。事業実施想定区域の現存植生は、主に畑雑草群落及びゴルフ場・芝地であり、事業実施想定区域南東側の一部がスギ・ヒノキ・サワラ植林になっています。

現存植生図をもとに、主な生息環境の分布図を区分した結果を、図 5.3-1 に示します。事業実施想定区域内は主に草地が広がっており、他に樹林、水辺・湿地、市街地等が広がっています。

① 動物の重要な種

土地の改変による生息環境の変化に伴う動物の重要な種に対する影響を予測した結果は、表 5.3-1 及び図 5.3-1 のとおりです。

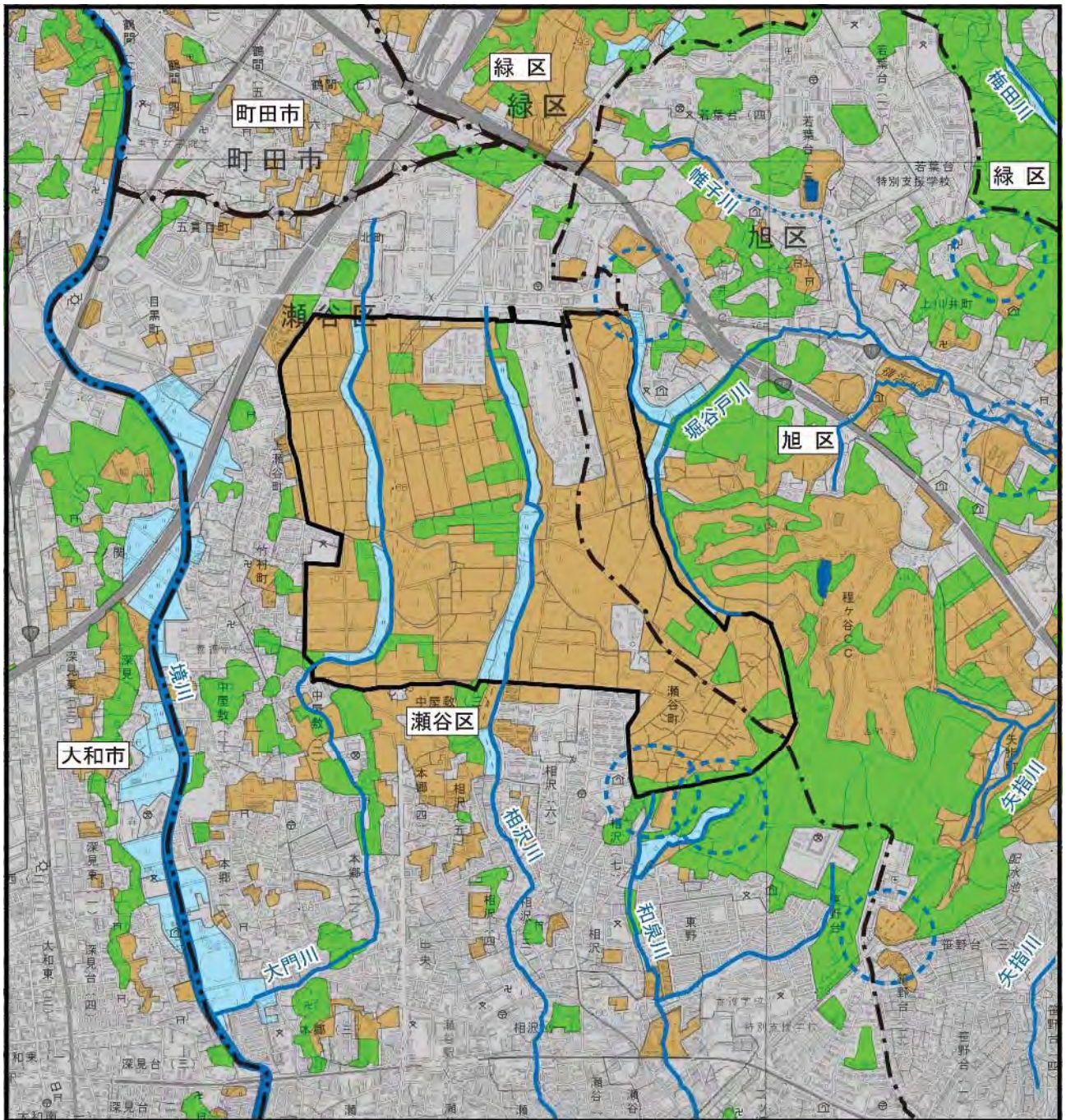
なお、主な生息環境については「神奈川県レッドデータブック 2006 WEB 版」(神奈川県ホームページ 令和元年9月閲覧)等を参照しました。

② 動物の注目すべき生息地

土地の改変による動物の注目すべき生息地に対する影響を予測しました。

調査区域及び事業実施想定区域には、ホタル生息確認地域が存在します。土地の改変に伴う直接的改変により、ホタル生息確認地域の一部が改変される可能性があり、面積の減少により、影響が生じる可能性があるかと予測します(前掲図 3.2-29 (P.3-75))。

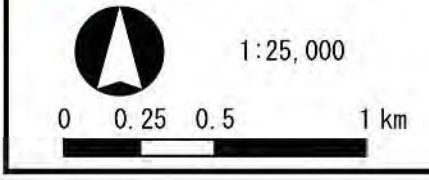
なお、トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ)は、事業実施想定区域内に存在しないことから、土地の改変に伴う直接的改変は生じないと予測します(前掲図 3.2-29 (P.3-75))。



凡例

事業実施想定区域
 都県界
 市界
 区界

- 樹林 (キツネ、アオバズク、モズ、センダイムシクイ、アズマヒキガエル、コシロシタバ、ルリソウ、キンラン等)
- 草地 (ヒバリ、オオヨシキリ、ヒガシニホントカゲ、クツワムシ、ヒロハノカワラサイコ、ヒメシオン等)
- 水辺・湿地 (イタチ、セグロセキレイ、ヤマカガシ、トウキョウダルマガエル、ヘイケボタル、トウゴクヘラオモダカ等)
- 水域 (アブラハヤ、ドジョウ、ミナミメダカ、ハグロトンボ、マルタニシ、リュウノヒゲモ等)
- 市街地等
- 湧水の位置



資料：「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和元年9月閲覧）、「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）、「境川水系河川整備計画（神奈川県 平成27年4月）」、「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧）、「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）

図 5.3-1 主な生息・生育環境の分布図

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

表 5.3-1(1) 動物の重要な種への影響の予測結果

主な生息環境	分類	種名	影響の予測結果
樹林	哺乳類	キツネ (1種)	直接改変により消失する樹林は、調査区域全体の1割未満であり、事業実施想定区域周辺に同様の環境が広く分布しています。これらを勘案すると、重要な種は周辺の樹林に移動し、直接的改変による重要な種の生息環境の改変の程度は小さいと予測します。
	鳥類	ヤマドリ、アオバト、ミゾゴイ、カッコウ、アオバズク、フクロウ、アカショウビン、ブッポウソウ、サンショウクイ、サンコウチョウ、チゴモズ、ククイタダキ、コガラ、ヤブサメ、メボソムシクイ、エゾムシクイ、センダイムシクイ、トラツグミ、クロツグミ、アカハラ、ルリビタキ、コサメビタキ、キビタキ、オオルリ、クロジ (25種)	
	両生類	アズマヒキガエル (1種)	
	昆虫類等	ハルゼミ、ミヤマクワガタ、ウバタマムシ、ウバタマコメツキ、ムネアカクロハナカミキリ、マルクビケマダラカミキリ、トラフカミキリ、シロスジカミキリ、ネジロカミキリ、ホソバセセリ、ミドリシジミ、スミナガシ本土亜種、オオムラサキ、コシロシタバ (14種)	
	陸産貝類	サドヤマトガイ (1種)	
樹林・草地	鳥類	ヨタカ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、モズ、ビンズイ、カワラヒワ、アオジ (10種)	直接的改変により、調査区域内の樹林は1割未満、草地は約4割が消失します。樹林については、周辺にも同様の環境が広く分布していること、改変の程度が小さいことから、生息環境の改変の程度は小さいと予測します。草地については、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連坦性を確保できるよう、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	昆虫類等	クツワムシ、オオミノガ、クロシジミ (3種)	
樹林・水域(溪流・池)	両生類	ナガレタゴガエル、モリアオガエル (2種)	事業実施想定区域内において、主な生息環境である水域(溪流・池)がみられないことから、直接的改変による生息環境の消失はないと予測します。
樹林・水辺・湿地(水田等)	両生類	ニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエル (2種)	直接的改変により、調査区域内の樹林は1割未満、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。樹林については、周辺にも同様の環境が広く分布していること、改変の程度が小さいことから、生息環境の改変の程度は小さいと予測します。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において(P.5-13)、水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	爬虫類	ニホンマムシ (1種)	
草地	鳥類	ウズラ、ヒメアマツバメ、ヒバリ、ツバメ、オオヨシキリ、ホオアカ (6種)	直接的改変により、調査区域内の草地の約4割が消失しますが、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連坦性を確保できるよう、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、重要な種はこのような草地に移動し、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	爬虫類	ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ (3種)	
	昆虫類等	ヒガシキリギリス、ホソハンミョウ、ギンイチモンジセセリ、ミヤマチャバネセセリ、オオチャバネセセリ、ヒメシロチョウ (6種)	

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

表 5.3-1(2) 動物の重要な種への影響の予測結果

主な生息環境	分類	種名	影響の予測結果
水辺・湿地(水田、河川敷)	哺乳類	イタチ (1種)	直接的改変により、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において(P.5-13)、水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	昆虫類等	シルビアシジミ (1種)	
水辺・湿地(水田、湿地等)・水域(河川等)	鳥類	アカツクシガモ、チュウサギ、ヒクイナ、タゲリ、ヤマシギ、タシギ、クサシギ、キアシシギ、ハマシギ、タマシギ、セッカ、キセキレイ、セグロセキレイ、オオジュリン (14種)	直接的改変により、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。水域については、用水路等の改修により、事業実施想定区域内の大門川(約1.7km)及び相沢川(約1.5km)に直接的改変による影響が想定されます。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において(P.5-13)、汚濁水の流出対策や水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	爬虫類	ヤマカガシ (1種)	
	両生類	アカハライモリ、トウキョウダルマガエル、ツチガエル (3種)	
	昆虫類等	キイトトンボ、モートンイトトンボ、ハグロトンボ、キイロサナエ、コサナエ、カトリヤンマ、サラサヤンマ、タカネトンボ、シオヤトンボ、チョウトンボ、ナツアカネ、マユタテアカネ、ヒメアカネ、ミヤマアカネ、オオアメンボ、コオイムシ、タガメ、ゲンゴロウ、コガムシ、ガムシ、ヘイケボタル (21種)	
水域(水田、用水路等)	魚類	ドジョウ、カマツカ、ナマズ、ミナミメダカ (4種)	
	底生動物	マルタニシ、オオタニシ、コシダカヒメモノアラガイ、マシジミ (4種)	
水辺・湿地(水田等)・止水域	陸産貝類	イナバママメタニシ、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキ (3種)	
水辺・湿地(河川敷、海岸等)・水域(池沼、干潟等)	鳥類	オシドリ、トモエガモ、ヨシゴイ、ササゴイ、ダイゼン、イカルチドリ、コチドリ、イソシギ、コアジサシ、ハヤブサ、コシアカツバメ、オオセッカ、カワガラス (13種)	事業実施想定区域内において、主な生息環境がみられないことから、直接的改変による生息環境の消失はないと予測します。
	河川敷	コウフオカモノアラガイ (1種)	
水域(源流域、池沼等)	昆虫類等	クロイトトンボ、セスジイトトンボ、ベニイトトンボ、モノサシトンボ、オツネイトトンボ、ヤマサナエ、コヤマトンボ、コフキトンボ、マイコアカネ、リスアカネ (10種)	
	上流域等	魚類	
河川・湖沼	底生動物	ヤマサナエ (1種)	
	魚類	ハス (1種)	
池沼	底生動物	ツブゲンゴロウ (1種)	
	中下流域等	魚類	
中下流域等	底生動物	ハグロトンボ (1種)	用水路等の改修により、事業実施想定区域内の大門川(約1.7km)及び相沢川(約1.5km)に直接的改変による影響が想定されます。後述する環境保全措置において(P.5-13)、汚濁水の流出対策や水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	谷戸、湧水等	魚類	
谷戸、湧水等	魚類	スナヤツメ類、ホトケドジョウ (2種)	瀬谷市民の森に湧水が分布していることから、本種が生息している可能性は否定できません。しかし、周辺にも湧水が分布しており、後述する環境保全措置において(P.5-13)、汚濁水の流出対策や水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じることから、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものであります。

5.3.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、動物の重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の一部が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施
- ・緑の連担性を確保し、動物の生息域分断を抑える措置
- ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生息環境への影響低減
- ・水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくり

(3) 評価結果

樹林、水田等の水辺及び河川などの水域の一部並びにホタル生息確認地域の一部が消失するため、これらの環境に生息する動物の重要な種及びホタル生息確認地域には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生息する動物の重要な種には重大な影響があると考えます。

これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。

5.4 植物

5.4.1 現況調査

(1) 調査項目

植物の重要な種及び群落への影響を予測・評価する際に必要な情報として、事業実施想定区域及びその周辺において確認された植物の重要な種、重要な群落及び巨樹・巨木林等について調査しました。

(2) 調査手法

国または関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法によりました。

(3) 調査結果

① 植物の重要な種

植物の重要な種は、文献その他の資料で確認された種について、前掲表 3.2-24 (P. 3-80～82) の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、重要な種は前掲表 3.2-25 (P. 3-83～85) のとおり 56 科 131 種が確認されています。

② 重要な群落

植物の重要な群落は、前掲表 3.2-24 (P. 3-80～82) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、調査区域における植物の重要な群落は、前掲表 3.2-26 (P. 3-86)、前掲表 3.2-27 (P. 3-86) 及び前掲図 3.2-32 (P. 3-87) のとおり、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ（なんじゃもんじゃの木）及び植生自然度 9 の群落（シラカシ群集）が存在します。

事業実施想定区域内には、植物に係る重要な群落は存在しません。

③ 巨樹・巨木林等

調査区域における巨樹・巨木林及び名木古木等は、前掲表 3.2-28 (P. 3-88) 及び前掲図 3.2-33 (P. 3-89) のとおり、16 件指定されていますが、事業実施想定区域内にはありません。

5.4.2 予測

(1) 予測事項

植物の重要な種が確認されていることから、事業実施想定区域と重要な種の生育環境の直接的改変の有無・程度を予測します。

なお、事業実施想定区域内に植物の重要な群落及び巨樹・巨木林等が確認されていないことから、植物の重要な群落及び巨樹・巨木林等については予測しません。

(2) 予測対象地域

土地の改変による影響が生じる範囲として、事業実施想定区域及びその周辺とします。

(3) 予測手法

事業実施想定区域と植物の重要な種の生育環境の重ね合わせにより、直接的改変の有無による生育環境への影響について把握します。

具体的には、植物の重要な種の生育環境を大まかな植生区分に整理して、どの程度生育環境が改変されるかを把握し、改変により植物の重要な種の存続が危ぶまれるかを考察しました。

(4) 予測結果

現存植生図と事業実施想定区域の重ね合わせを行った結果は、前掲図 3.2-30 (P.3-78) のとおりです。主な植生は畑雑草群落や市街地であり、一部はスギ・ヒノキ・サワラ植林、ゴルフ場・芝地が広がっています。事業実施想定区域の現存植生は、主に畑地雑草群落及びゴルフ場・芝地であり、事業実施想定区域南東側の一部がスギ・ヒノキ・サワラ植林になっています。

現存植生図をもとに、主な生育環境の分布図を区分した結果を、図 5.3-1 に示します。事業実施区域内は主に草場が広がっており、他に樹林、水辺・湿地、市街地等が広がっています。

① 植物の重要な種

重要な種に対する予測結果は、表 5.4-1 のとおりです。

なお、主な生育環境については「神奈川県レッドデータブック 2006 WEB 版」(神奈川県ホームページ 令和元年 9 月閲覧)等を参照しました。

表 5.4-1 植物の重要な種への影響の予測結果

主な生育環境	種名	影響の予測結果
樹林	ナツノハナワラビ、オオキジノオ、キジノオシダ、ナチクジャク、サクライカグマ、エンシュウベニシダ、イヌイワイタチシダ、ムクゲシケンシダ、マメヅタ、モミ、ヤマナラシ、ナガバヤブマオ、カテンソウ、イラクサ、マツグミ、ヤナギイノコズチ、フサザクラ、イチリンソウ、アズマイチゲ、ツヅラフジ、ヤマエンゴサク、ヤマブキノソウ、マルバコンロンソウ、ノリウツギ、マメザクラ、ヤブザクラ、アワブキ、キツリフネ、クロツバラ、サンカクヅル、ヒカゲスミレ、セントウソウ、セリモドキ、シヤクジョウソウ、ギンリョウソウ、イチヤクソウ、ナツハゼ、キヌタソウ、ヤブムグラ、ヤマルリソウ、ルリソウ、カイジンドウ、ジュウニヒトエ、イガホオズキ、レンブクソウ、ソバナ、キキョウ、ノブキ、モミジガサ、コヤブタバコ、ユキザサ、キダチノネズミガヤ、イヌアワ、エビネ、キンラン、サガミラン、クマガイソウ (57 種)	直接改変により消失する樹林は、調査区域全体の1割未満であり、事業実施想定区域周辺に同様の環境が広く分布しています。これらを勘案すると、直接的改変による重要な種の生育環境の改変の程度は小さいと予測します。
樹林・草地	ワダソウ、ウマノアシガタ、イカリソウ、ホドイモ、アリノトウグサ、ホタルサイコ、ヤマツツジ、リンドウ、ヒメトラノオ、ゴマノハグサ、ヤマミゾイチゴツナギ、タガネソウ (12 種)	直接的改変により、調査区域内の樹林は1割未満、草地は約4割が消失します。樹林については、周辺にも同様の環境が広く分布していること、改変の程度が小さいことから、生育環境の改変の程度は小さいと予測します。草地については、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連坦性を確保できるよう、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
草地	コヒロハハナヤスリ、オキナグサ、ヒロハノカラサイコ、イヌハギ、マキエハギ、タチフウロ、ノジトラノオ、スズサイコ、ツルカコソウ、キセワタ、オミナエシ、ヒメシオン、タカアザミ、アキノハハコグサ、ノニガナ、センボンヤリ、コバギボウシ、アマナ、ノハナショウブ、アヤメ、ハネガヤ、ミノボロ、エナシヒゴクサ、マツバサゲ、ビロードサゲ、ヌカサゲ、センダイスゲ (27 種)	直接的改変により、調査区域内の草地の約4割が消失しますが、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連坦性を確保できるよう、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
水辺・湿地 (水田等)	ミズワラビ、サンショウモ、サクラタデ、ハンゲショウ、タコノアシ、レンリソウ、ミズマツバ、ウスゲチョウジタデ、ホソバノヨツバムグラ、ミゾコウジュ、ヒメナミキ、シソクサ、サワシロギク、タウコギ、サワヒヨドリ、カセンソウ、トウゴクヘラオモダカ、ミズタカモジグサ、ヤマアワ、クログワイ、クロテンツキ、コマツカサススキ (22 種)	直接的改変により、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において (P.5-17)、水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出を講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
水域 (河川・水田・水路等)	ミズニラ、ササバモ、アイノコイトモ、ヤナギモ、リュウノヒゲモ (5 種)	用水路等の改修により、事業実施想定区域内の大門川 (約 1.7km) 及び相沢川 (約 1.5km) に直接的改変による影響が想定されます。後述する環境保全措置において (P.5-17)、汚濁水の流出対策を講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
水辺・湿地 (渓流域等)	メヤブソテツ、ムカゴイラクサ (2 種)	事業実施想定区域内において、主な生育環境である渓流域がみられないことから、直接的改変による生育環境の消失はないと予測します。
海岸	アシタバ (1 種)	
汽水域	カワツルモ (1 種)	

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

5.4.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、植物の重要な種への影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、植物の重要な種の生息環境が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施
- ・緑の連担性を確保し、植物の生育域分断を抑える措置
- ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生育環境への影響低減
- ・地域の潜在自然植生に配慮した植栽の選定等
- ・水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出

(3) 評価結果

樹林、草地、水田等の水辺及び河川等の水域の一部が消失するため、これらの環境に生育する植物の重要な種には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生育する植物の重要な種には重大な影響があると考えます。

これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることとします。また、移植可能なものについては、移植による代償措置を図るなど植物の生育環境に配慮します。これらの取り組みにより、植物の重要な種に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。

なお、重要な植物群落及び巨樹・巨木林等については、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。

5.5 生態系

5.5.1 現況調査

(1) 調査項目

生態系保全上重要な自然環境のまとまりの場への影響を予測・評価する際に必要な情報として、事業実施想定区域及びその周辺において確認された重要な自然環境のまとまりの場の分布状況について調査しました。

(2) 調査手法

国または関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法によりました。

(3) 調査結果

重要な自然環境のまとまりの場の分布状況は、前掲表 3.2-30 (P. 3-94) に示しました。

① 環境影響を受けやすい種又は場等

調査区域には、自然植生として植生自然度 9 (シラカシ群集) が存在していますが、事業実施想定区域内には該当するものではありません。

② 環境保全の観点から法令等により指定された種又は場等

調査区域には、「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月法律第 72 号) に基づく特別緑地保全地区に指定された区域がありますが、事業実施想定区域内には該当するものではありません。

③ 法令による指定はないが地域により重要な種又は場

調査区域には、生物多様性保全上重要な里地里山、ホタル生息確認地域及びトンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)、湧水及び緑の 10 大拠点が存在します。

環境省が生物多様性保全上重要な里地里山として選定した三保・新治、川井・矢指・上瀬谷地区及び横浜市が緑の 10 大拠点として位置付けている川井・矢指・上瀬谷地区は、事業実施想定区域全域が該当します。また、事業実施想定区域内には、ホタル生息確認地域及び湧水が存在します。

5.5.2 予測

(1) 予測事項

重要な自然環境のまとまりの場が確認されていることから、重要な自然環境のまとまりの場の直接的改変の有無及び消失する面積について予測します。

(2) 予測対象地域

土地の改変による影響が生じる範囲として、事業実施想定区域及びその周辺とします。

(3) 予測手法

事業実施想定区域と重要な自然環境のまとまりの場の重ね合わせにより、直接的改変の有無及び程度を把握します。

(4) 予測結果

重要な自然環境のまとまりの場と事業実施想定区域の位置関係は前掲図 3.2-35 (P.3-95) に、影響の予測結果は表 5.5-1 に示します。

生物多様性保全上重要な里地里山の位置・範囲はおおよそを示したものですが、事業実施想定区域全域が生物多様性保全上重要な里地里山に指定されていることから、直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

ホタル生息確認地域については、調査区域内に 8 か所存在し、そのうち 3 か所が直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

湧水については、調査区域内に 6 か所存在し、そのうち 3 か所が直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

緑の 10 大拠点のうち川井・矢指・上瀬谷地区については、事業実施想定区域全域が緑の 10 大拠点に位置付けられていることから、直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

表 5.5-1 重要な自然環境のまとまりの場への影響の予測結果

重要な自然環境のまとまりの場		影響の予測結果
自然植生	植生自然度9（シラカシ群集）	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
特別緑地 保全地区	追分特別緑地保全地区	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
	上川井町大貫谷特別緑地保全地区	
	上川井町堀谷特別緑地保全地区	
	上川井町中田谷特別緑地保全地区	
	上川井町堂谷特別緑地保全地区	
	上川井町露木谷特別緑地保全地区	
	川井本町特別緑地保全地区	
	三保特別緑地保全地区	
本郷三丁目特別緑地保全地区		
生物多様性 保全上重要な 里地里山	三保・新治、川井・矢指・上瀬谷	事業実施想定区域全域（約242ha）は生物多様性保全上重要な里地里山に指定されていることから、直接的改変により「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」全体の面積の約1割が改変される可能性があり、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
ホタル生息確認地域		調査区域内にある8か所のホタル生息確認地域のうち、事業実施想定区域内には3か所分布しています。直接的改変により1か所は消失、2か所はそれぞれ面積が約4～5割減少、調査区域全体でみると約2割減少する可能性があります。そのため、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）		事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
湧水	瀬谷市民の森1（瀬谷区瀬谷町）	事業実施想定区域内に存在することから、直接的改変により消失する可能性があり、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
	瀬谷市民の森2（瀬谷区瀬谷町）	
	－（旭区上川井町2053付近）	
	－（旭区上川井町）	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
	－（旭区川井本町）	
－（旭区笹野台）		
緑の 10大拠点	川井・矢指・上瀬谷地区	事業実施想定区域全域（約242ha）は緑の10大拠点に位置付けられていることから、直接的改変により「川井・矢指・上瀬谷地区」全体の面積の約3割強が改変される可能性があり、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
	三保・新治地区	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧）
「大和市の指定文化財一覧」（大和市ホームページ 令和元年9月閲覧）
「都市緑化データベース」（国土交通省ホームページ 令和元年9月閲覧）
「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和元年9月閲覧）
「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ 令和元年9月閲覧）
「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定）
「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧）

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

5.5.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う重要な自然環境のまとまりの場の消失などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、重要な自然環境のまとまりの場が消失又は減少するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施
- ・緑の連担性及び重要な自然環境のまとまりの場を確保し、生態系の分断を抑える措置
- ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による生態系への影響低減
- ・水辺を利用する多くの動植物が生息、生育可能な環境づくり

(3) 評価結果

事業実施想定区域の全域が生物多様性保全上重要な里地里山に選定されており、直接的改変により「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」全体の面積の約1割が減少します。ホタル生息確認地域は、直接的改変により1か所が消失、2か所は面積が約4～5割減少します。湧水は、調査区域内にある6か所のうち3か所が直接的改変により消失する可能性があります。事業実施想定区域の全域が緑の10大拠点に位置付けられており、直接的改変により「川井・矢指・上瀬谷地区」全体の面積の約3割強が減少します。これらを勘案すると、重要な自然環境のまとまりの場に重大な影響があると考えます。

これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、生態系に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。

なお、植生自然度9、特別緑地保全地区、トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）は、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。

5.6 景観

5.6.1 現況調査

(1) 調査項目

主要な眺望点及び眺望景観の状況並びに景観資源の状況とします。

(2) 調査手法

景観への影響を予測・評価するために必要な情報については、以下の手法により調査しました。

① 主要な眺望点及び眺望景観の状況

事業実施想定区域からおおむね3km圏内にある不特定多数の人が集まる要素をもった場所を、既存資料やホームページの情報で整理するとともに、一部現地踏査を行うことによりました。

② 景観資源の状況

景観資源の状況については、調査対象地域の市区が発行している既存資料やホームページの情報を整理することによりました。

(3) 調査結果

① 主要な眺望点及び眺望景観の状況

主要な眺望点及び眺望景観の状況については、表 5.6-1 にまとめました。各眺望点の位置は、図 5.6-1 に示すとおりです。

表 5.6-1(1) 主要な眺望点及び眺望景観の状況（事業実施想定区域からおおむね3km圏）

区分	No. ^{注1}	名称	状況	資料 ^{注2}	視認性 ^{注3}	事業実施想定区域からの方向及び距離
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	1	瀬谷市民の森	瀬谷区と旭区の境にある瀬谷区内で一番広い面積(19.1ha)を有する森林公園で、緑の景観に囲まれた市民の憩いの場となっていますが、展望施設などは特にありません。	① ②	×	南東、約0.2km
	2	追分市民の森	帷子川の源流域のある自然豊かな森林です。谷戸の田園風景と樹林が一体となり、四季折々の自然を感じることができるため、市民の憩いの場となっていますが、展望施設などは特にありません。	②	×	南東、約0.7km
	3	矢指市民の森	中原街道に面し追分市民の森の隣にあるこの森は、懐かしいふるさとの景観になっています。追分市民の森や瀬谷市民の森と一体的に市民の憩いの場となっていますが、展望施設などは特にありません。	②	×	南東、約0.9km

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のもので、下線部については内容を修正しています。

表 5.6-1(2) 主要な眺望点及び眺望景観の状況（事業実施想定区域からおおむね3km圏）

区分	No. ^{注1}	名称	状況	資料 ^{注2}	視認性 ^{注3}	事業実施想定区域からの方向及び距離
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	4	上川井市民の森	西は瀬谷市民の森、東は追分市民の森に接し、スギ・ヒノキ等の針葉樹林主体の森です。林内にはせせらぎや湿地がみられますが、展望施設などは特にありません。	②	×	南東、約0.2km
	5	東山ふれあい樹林	和泉川中流の住宅地の中に残された樹林で、やすらぎのみち・こもれび街道などの散策路が整備されていますが、瀬谷駅よりも南に位置し、事業実施想定区域は眺望できません。	①	×	南、約1.5km
	6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	一般国道246号沿いにあり、利用者も多いが、事業実施想定区域とは丘陵地で隔てられており、眺望できません。	③	×	北、約2.5km
	7	深見歴史の森 (城山史跡公園)	人が立ち入ることがないよう、遊歩道以外は柵で囲われています。なお、事業実施想定区域に近い境川沿いから事業実施想定区域方向は、東名高速道路や建物に遮られて眺望できません。	④	×	西、約0.8km
	8	泉の森	引地川の源流付近にあり、水辺の自然と触れ合うことができるような遊歩道やキャンプ場、バーベキュー場が整備されており、多くの人が訪れ、川沿いの低地が中心的に利用されています。ひなた山展望広場という施設は存在しますが、周囲は樹林に囲まれており、事業実施想定区域は眺望できません。また、亀甲山とされている場所も斜面の丘程度で、一帯は樹林となっており、同様に事業実施想定区域は眺望できません。	⑤	×	南西、約3.0km
	9	ふれあいの森	引地川沿いにあり、公園としての規模は泉の森に比較して小さくなっています。標高は事業実施想定区域よりも低く、かつ、市街地で隔てられているため事業実施想定区域は眺望できません。	⑤	×	南西、約2.7km
	10	鶴間公園	南町田グランベリーパーク駅から近く5.2haの広さを有する運動公園です。公園内は起伏に富み、市民の憩いの場となっており、運動目的や花見客で賑わいます。事業実施想定区域とは、市街地や高速道路で隔てられているため事業実施想定区域は眺望できません。なお、2016年より実施の町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業に伴い、2018年4月から全面閉鎖されていましたが、2019年11月13日に開園されました。	⑥ ⑨	×	北西、約1.6km
11	つくし野セントラルパーク	閑静な公園ですが、周囲が丘陵の樹林で囲まれているため、事業実施想定区域は眺望できません。	⑥	×	北、約2.6km	

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。下線部については内容を修正しています。

表 5.6-1 (3) 主要な眺望点及び眺望景観の状況（事業実施想定区域からおおむね3m圏）

区分	No. ^{注1}	名称	状況	資料 ^{注2}	視認性 ^{注3}	事業実施想定区域からの方向及び距離
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	12	三保市民の森	緑区と旭区の境にある森林公園で、地形に合わせた散策路が設定されています。展望施設はなく、事業実施想定区域は眺望できません。	⑦	×	北東、約2.0km
	13	新治市民の森	梅田川の流れて沿った豊かな樹林地と田園風景が広がる新治地区にあり、初心者向きから中・上級者向きの散策コースが設けられています。なお、事業実施想定区域方向には、樹林や建物に遮られて眺望できません。	⑦	×	北東、約2.6km
	14	よこはま動物園ズーラシア	世界中の野生動物を展示、飼育、繁殖させている国内最大級の動物園です。なお、事業実施想定区域方向には、樹林や建物に遮られて眺望できません。	⑧	×	北東、約2.7km

注1：表中のNo.は図5.6-1に対応しています。

注2：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

注3：○：事業実施想定区域を視認できる。

×

資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)

②「市民の森」指定一覧 横浜市」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)

③「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」(フィールドアスレチック横浜つくし野コースホームページ 令和元年9月閲覧)

④「大和市内の保全緑地」(大和市ホームページ 令和元年9月閲覧)

⑤「大和市 観光・まつり」(大和市ホームページ 令和元年9月閲覧)

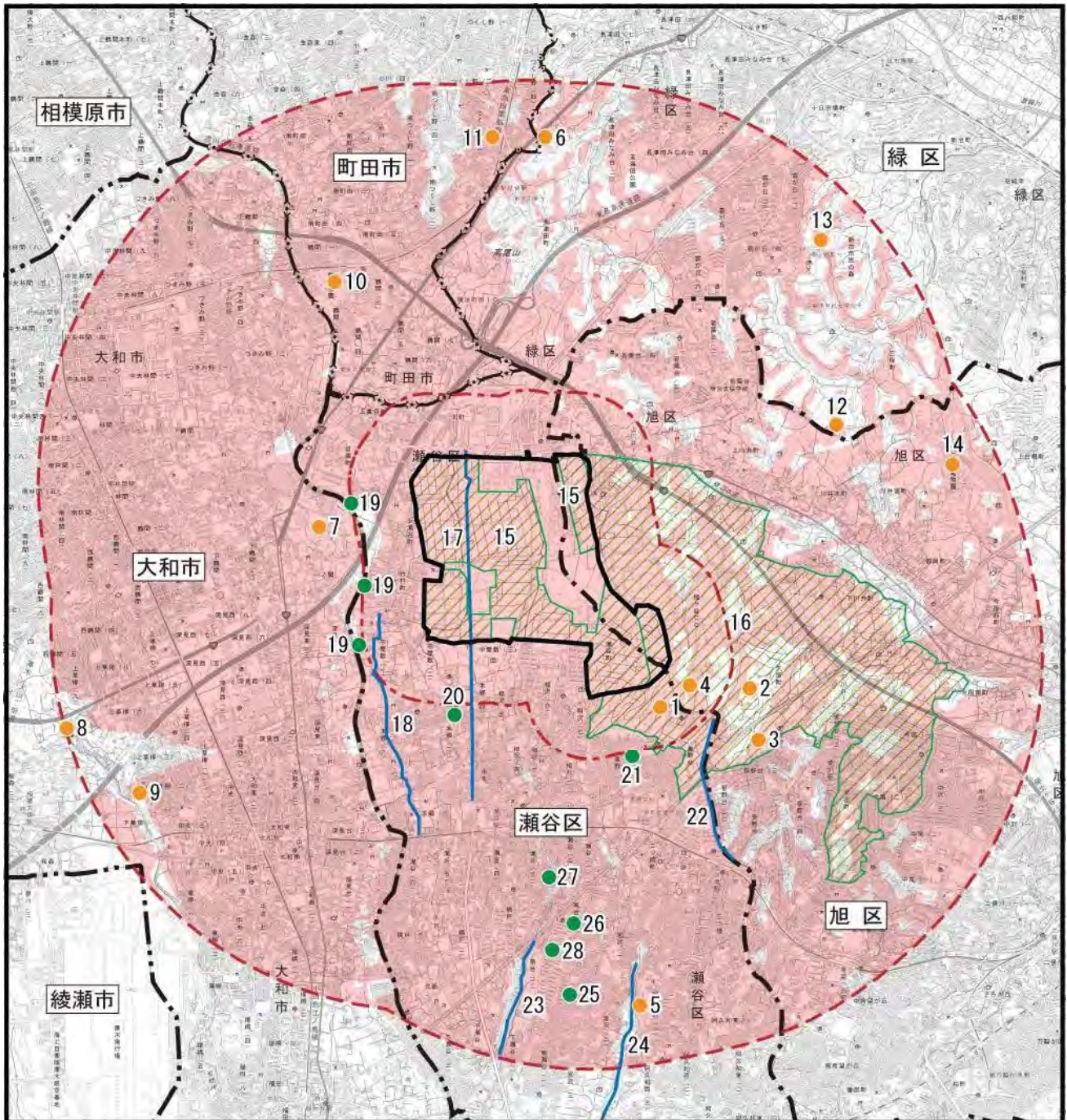
⑥「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和元年9月閲覧)

⑦「緑区 観光」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)

⑧「旭区 区の紹介」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)

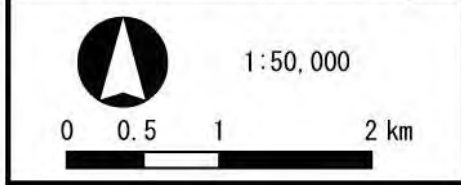
⑨「鶴間公園【公式】」(町田市ホームページ 令和元年11月閲覧)

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。



凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 調査範囲（事業実施想定区域から概ね3km圏）
- 近景域（事業実施想定区域から概ね500m圏）
- 主要な眺望点
- 富士山を眺望できる範囲
- 主要な景観資源



注1：富士山が眺望できる範囲は、メッシュ標高データを用いた数値地形モデルによるコンピュータ解析を行い、建造物や樹木などが無い状態において、地上1.5mから山頂部または外輪部が一部でも眺望できるエリアを算出しました。
 注2：No. 15のエリアについては、事業実施想定区域内の植生図を参考に設定しました。
 注3：図中の番号は表 5.6-1 及び表 5.6-2 と対応しています。
 注4：図に示す情報の出典は、表 5.6-1 及び表 5.6-2 と同様です。

図 5.6-1 主要な眺望点、景観資源並びに富士山を眺望できる範囲

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

② 景観資源の状況

景観資源の状況については、表 5.6-2 にまとめました。また、図 5.6-1 には、表 5.6-2 に示す主要な景観資源の位置とともに、事業実施想定区域からおおむね 3 km 圏内において、地上 1.5m から富士山を眺望できる範囲（山頂付近の一部のみ可視な場合を含む。）を示しました。

表 5.6-2 主要な景観資源の状況（事業実施想定区域からおおむね 3 km 圏内）

区分	No. ^{注1}	名称	状況	資料 ^{注2}	事業実施想定区域からの方向及び距離
主要な景観資源	15	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	緑の 10 大拠点の一部であり、横浜市に残された貴重な財産となっています。	①	事業実施想定区域内
	16	川井・矢指風致地区の緑地	瀬谷・追分・矢指・上川井の各市民の森などの緑が、当地区の重要な景観資源になっています。一部は、特別緑地保全地区にも指定されています。	②	事業実施想定区域内
	17	海軍道路沿いの桜並木	真っ直ぐ伸びた直線道路の長さは約 3 km で、両側には約 400 本の吉野桜があり、当地区の景観資源になっています。なお、事業実施想定区域北側の桜並木は一部伐採されています。	③	事業実施想定区域内
	18	鎌倉古道沿いの桜並木	桜の名所として、近隣住民の憩いの場となっています。	③	西、約 0.4km
	19	境川沿いの桜並木		③	西、約 0.5km
	20	瀬谷中央公園		③	南、約 0.6km
	21	東野第一公園		③	南東、約 0.5km
	22	野境道路		③	南東、約 0.6km
	23	相沢川ウォーク		③	南、約 2.4km
	24	東山・関ヶ原の水辺		③	南、約 2.2km
	25	瀬谷第一公園		③	南、約 2.4km
	26	瀬谷第二公園		③	南、約 1.8km
	27	瀬谷第三公園		③	南、約 1.5km
	28	南台公園		③	南、約 2.1km
	—	丹沢の山並み（遠景）		事業実施想定区域から西方向の眺望として、当地区の重要な景観資源になっています。なお、事業実施想定区域付近においては、富士山は山頂付近の一部が丹沢山地の奥に眺望できる状況です。	—
—	富士山（遠景）		—	—	

注 1：表中の No. は図 5.6-1 に対応しています。

注 2：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

資料：①「横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年 6 月改定）」（横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧）

②「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧）

③「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧）

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。下線部については内容を修正しています。

5.6.2 予測

(1) 予測事項

景観資源、主要な眺望点の直接的改変の有無・程度、眺望景観への支障の可能性について予測します。

(2) 予測対象地域

図 5.6-1 に示した事業実施想定区域からおおむね 3 km 圏内とします。

(3) 予測手法

直接的改変については、主要な眺望点及び景観資源の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせるにより、改変による消失の有無及び分布が縮小する面積等を把握します。

眺望景観への支障の可能性については、主要な眺望点及び眺望対象となる景観資源との位置関係から予測します。なお、計画段階環境配慮書の時点では、建造物の配置やイメージなどが未確定であることから、予測は概略的、かつ、定性的に行うものとします。

(4) 予測結果

① 景観資源、主要な眺望点の直接的改変

景観資源の直接的改変があり、「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約 5 割が消失します。

旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域については、事業実施想定区域に農業振興ゾーンを配置することで、事業実施想定区域全体の 2 割程度を存置します。また、改変されるエリアについても、その一部が公園等として利用されるため、事業実施想定区域全体の約 4 割が緑農地域の景観として残ります。

海軍道路沿いの桜並木については、現存する桜並木の約 5 割が事業実施想定区域内にあるため消失します。

なお、主要な眺望点の直接的改変はありません。

② 眺望景観への影響

表 5.6-1 によれば、各主要な眺望点とも展望施設などはなく、比較的標高の低い位置に視点があり、主要な眺望点から事業実施想定区域を視認できないこと、また、瀬谷市民の森等近傍の地点については、樹林に囲まれた立地であることから、眺望景観への影響は小さいと考えます。

また、図 5.6-1 によれば、事業実施想定区域及びその周辺からは、建造物や樹林等の支障がなければ、丹沢山地や富士山が眺望できるエリアが広がっています。事業実施想定区域より東側にある主要な眺望点 (No. 1～No. 4) については、事業実施想定区域が眺望方向に介在する可能性があります。主要な眺望点 (No. 1～No. 4) は、樹林に囲まれた立地であることから、眺望への支障は小さいと考えます。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

5.6.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う主要な眺望点及び景観資源の消失、眺望景観の阻害などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、景観資源の一部が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとしします。

【環境保全措置】

- ・ 農業振興ゾーン、公園等の適切な配置による緑農地域の景観保全
- ・ 事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出
- ・ 景観資源の改変部分における周辺構成種による緑化
- ・ 遠景である丹沢山地や富士山の眺望に配慮した将来の土地利用計画

(3) 評価結果

景観資源である「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約5割が消失するため、重大な影響があると考えます。これらの影響に対しては、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、景観資源に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価します。

主要な眺望点の直接的改変がないこと、表 5.6-1 に示した全ての主要な眺望点から事業実施想定区域が視認できないことなどから、眺望景観への影響は軽微であると考えます。また、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、眺望景観に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。

5.7 人と自然との触れ合いの活動の場

5.7.1 現況調査

(1) 調査項目

人と自然との触れ合いの活動の場の状況とします。

(2) 調査手法

人と自然との触れ合いの活動の場への影響を予測・評価する際に必要な情報として、調査区域における人と自然との触れ合いの活動の場として、「都市計画法」（昭和43年6月法律第100号）に基づく風致地区や、「都市緑地法」（昭和48年9月法律第72号）に基づく特別緑地保全地区、「緑の環境をつくり育てる条例」（昭和48年6月横浜市条例第47号）に基づく市民の森等の他、地域にとって重要な対象として、都市に残存する樹林地及び緑地、桜の名所などの観点から抽出し、既存資料の収集整理による方法及び一部現地踏査を行う手法によりました。

(3) 調査結果

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況を表5.7-1及び図5.7-1に整理しました。

5.7.2 予測

(1) 予測事項

人と自然との触れ合いの活動の場の直接的改変の有無・程度について予測します。

(2) 予測対象地域

図5.7-1に示した範囲（調査区域）とします。

(3) 予測手法

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布図と、事業実施想定区域とを重ね合わせることで、改変による消失の有無、分布が縮小する面積等を把握します。

(4) 予測結果

図5.7-1によると、人と自然との触れ合いの活動の場の直接的改変があり、「海軍道路の桜並木」の大部分及び「鎌倉古道 北コース」上の桜並木の一部が消失します。

「海軍道路の桜並木」については、現存する桜並木の約5割が事業実施想定区域内にあるため消失します。また、「鎌倉古道 北コース」上の桜並木については、その延長の3割弱が消失します。

表 5.7-1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

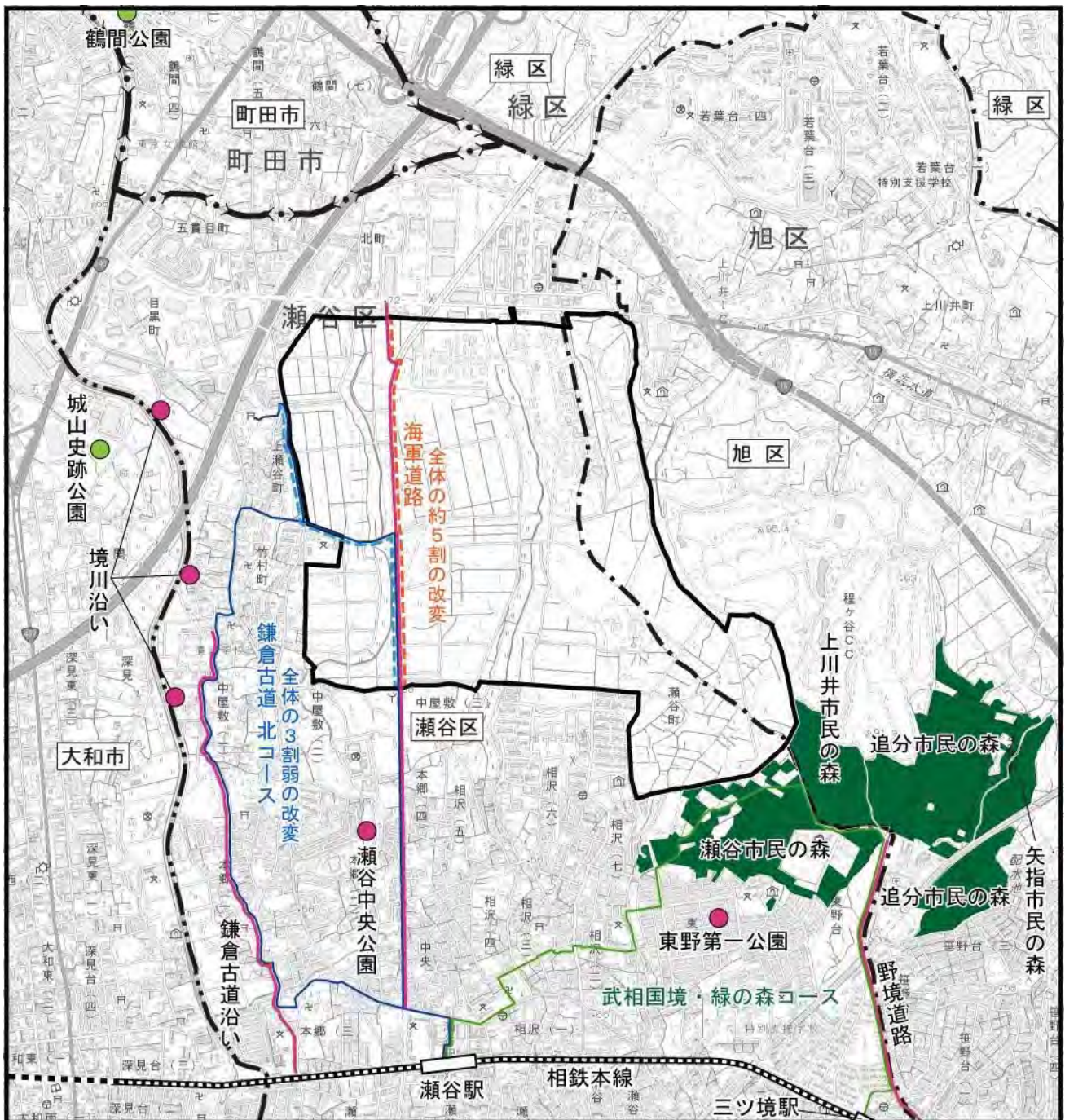
施設等名称	状況	資料 ^{注2}	
瀬谷区	瀬谷市民の森	瀬谷区と旭区の境にあり、瀬谷区内で一番広い面積(19.1ha)を有する森林公園です。森林浴や昆虫、植物、野帳観察などができ、子供も大人も楽しめることから、市民の憩いの場として利用されています。	① ②
	海軍道路の桜並木	真っ直ぐ伸びた直線道路の長さは約3kmで、両側には約400本の吉野桜があり、桜並木として有名なことから、桜の満開時期を中心に、付近の解放された広場などに多くの人が集まります。なお、事業実施想定区域北側の桜並木は一部伐採されています。	③
	東野第一公園	比較的小規模な都市公園ですが、「桜舞う春の瀬谷 桜の見どころスポット」として瀬谷区のホームページで紹介されており、近隣住民の憩いの場となっています。	①
	瀬谷中央公園		①
	境川沿い	大和市との境界部を流れる境川沿いの桜スポットで、「桜舞う春の瀬谷 桜の見どころスポット」として瀬谷区のホームページで紹介されており、桜の時期は近隣住民を中心に利用されています。なお、境川の対岸(大和市側)には、藤沢大和自転車道(通称、境川サイクリングロード)が整備されており、藤沢市鶴沼海岸から江ノ島方面まで行くことができます。	①
	鎌倉古道 北コース	鎌倉古道・上道(かみつみち)の瀬谷駅北側ルート沿いには神社仏閣と路傍の地蔵尊、庚申塔、道祖神や屋敷林と古民家があり、上瀬谷農業専用地区、環状4号線(上瀬谷線)の桜並木など、貴重な歴史遺産や緑豊かな自然を感じることができます。	①
	野境道路	相模と武蔵の国境を通ることから野境道(のざかいみち)といわれ、宝永3年(1701年)頃から、江戸と鎌倉を結ぶ間道として利用されていました。四季を通じて美しい景観のプロムナードで、春には瀬谷高校入口まで続く桜並木が市民に親しまれています。	①
	武相国境・緑の森コース	四季を通じて美しい景観のプロムナードである武相国境(野境道路)と、瀬谷で一番広い樹林や和泉川の源流がある瀬谷市民の森があります。静かな自然の中で森林浴を楽しみ、瀬谷の原で中世の古戦場跡など深い歴史に触れることができます。	①
旭区	追分市民の森	帷子川の源流域のある自然豊かな森林です。谷戸の田園風景と樹林が一体となり、四季折々の自然を感じることができます。花畑では年間を通じ、菜の花、ひまわり、コスモスをはじめ、レンゲ、ショウブ、マリーゴールドなどが楽しめることから、市民の憩いの場として利用されています。	②
	矢指市民の森	中原街道に面し、追分市民の森の隣にあるこの森は、懐かしいふるさとの景色を感じさせてくれます。「太陽の広場」を中心に広がる森と小川のせせらぎが楽しめ、春には雑木林の下でドングリの芽吹きにも出会えます。また、「せせらぎの小道」をたどって行けば瀬谷市民の森も近くであり、これらは一体的に利用されています。	②
	上川井市民の森	西は瀬谷市民の森、東は追分市民の森に接し、スギ・ヒノキ等の針葉樹林主体の森です。林内にはせせらぎや湿地がみられ、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森などと一体的に利用されています。	②
大和市	深見歴史の森(城山史跡公園)	一帯が大和市保全緑地要綱(平成21年3月大和市告示第125号)で保全緑地に指定されている樹林地です。自然や歴史を感じることができますが、遊歩道以外は柵で囲われており、利用者はあまり多くない状況です。境川沿いは、境川サイクリングロードに面しています。	④
町田市	鶴間公園	南町田グランベリーパーク駅から近く、5.2haの広さを有する運動公園で、公園内は起伏に富んでおり、芝生広場、多目的運動広場、人工芝テニスコート等が整備されています。桜の木も多数植えられており、春は花見客で賑わうほか、雑木林もあり、自然との触れ合いもできます。なお、町田市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業により再整備され、2019年11月13日に再開園されました。	⑤ ⑥

注1：法令等による指定状況は、前掲表3.2-33(P.3-101)参照。

注2：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

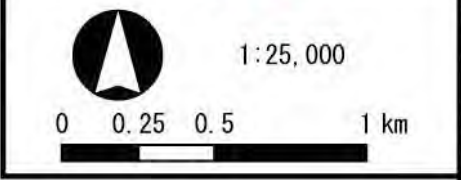
- 資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)
 ②「市民の森」指定一覧 横浜市」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)
 ③「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」(瀬谷区ホームページ 令和元年9月閲覧)
 ④「伝えたい残したいやまとの景観」(大和市ホームページ 令和元年9月閲覧)
 ⑤「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和元年9月閲覧)
 ⑥「鶴間公園【公式】」(町田市ホームページ 令和元年11月閲覧)

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。下線部については内容を修正しています。



凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 相鉄本線 (.....地下部分)
- ハイキングコース
- 駅
- 市民の森
- 鎌倉古道北コース改変区間
- 桜の見どころスポット
- 海軍道路の桜並木改変区間
- 公園



資料：「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)、「市民の森」指定一覧 横浜市(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)、「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」(瀬谷区ホームページ 令和元年9月閲覧)、「伝えたい残したいやまとの景観」(大和市ホームページ 令和元年9月閲覧)、「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和元年9月閲覧)

図 5.7-1 人と自然との触れ合いの活動の場への影響の程度

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。下線部については内容を修正しています。

5.7.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の消失などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、人と自然との触れ合いの活動の場の一部が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・鎌倉古道 北コースの可能な限りの保全
- ・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出
- ・公園、緑地、調整池における新たな人と自然との触れ合いの活動の場の創出

(3) 評価結果

人と自然との触れ合いの活動の場である「海軍道路の桜並木」の約5割及び「鎌倉古道 北コース」上の桜並木の一部が消失するため、重大な影響があると考えます。

これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、人と自然との触れ合いの活動の場に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価します。